

# 政審資料

1958年

11月15日発行

No.16

一目 次

## 焦点

|                  |   |
|------------------|---|
| 一、日米安保条約改訂について   | 1 |
| 二、日中関係打開の基本方針    | 2 |
| 三、警職法改正案の違憲性について | 4 |
| 四、独占禁止法改正法案要綱（案） | 5 |
| 五、昭和三三年度災害対策要綱   | 6 |

## 研究

|   |    |
|---|----|
| 一、独占法改正案の問題点  | 9  |
| 二、核兵器禁止法案（仮称）要綱                                       | 13 |
| 三、昭和三三年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和三三年度特別会計予算補正（特第1号）の編成替を求める動議 | 13 |
| 一、警察官職務執行法の一部を<br>改正する法律案新旧対照表                        | 16 |

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 二、警察官による拷問、暴力行<br>為等人権侵犯事件の事例 | 22 |
| 三、英米との動力協定に關する声明              | 24 |

発行所

日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話霞ヶ関585111内線2222番

## 焦 点

### 一、日米安保条約改訂について

(十月十一日)

#### 一、安保条約改訂のねらいとそのもたらす危険

1、日米安保条約改訂が具体化したのは、日本側の提案に発したものであるが、これにアメリカが応じたのは、台湾をめぐる極東の軍事的緊張に対処するため、核兵器を主軸とするアメリカの戦略体制を強化しようとする意図によるものである。

すなわちアメリカは日米安保条約を自ら的、平等のものにしたいとの日本政府の希望を形のうえでうけ入れながら、相互防衛条約の内容をもたせ、軍事同盟的性格をつよめようとするところにある。

2、政府自民党は安保条約を現在の情勢に適応させるため、その不平等性、片務性をあらため、自主的平等の立場にたって双務的なものに改正すると称している。しかしながら、問題は形式ではなく、改訂さるべき条約の内容と実体である。この点、国民は形式によって偽瞞されてはならない。この改訂によって、日本の軍事的義務は増大し米軍と自衛隊との共同の軍事行動、自衛隊の海外派遣など日本が戦争にまきこまれる危険は増大する。

3、安保条約改訂を契機として、日本の軍事体勢が一層強化されることになつて国家権力の集中、反動政策が次々に進められ、国民の民主主義的権利に対する抑圧が強化される。

現に「警察官職務執行法」の改悪、教育の制度と内容の改悪、軍事思想の宣伝、軍事産業の育成等が行われ、さらに「防諜法」の制定、国防省の設置などが企画されている。これはすべて、平和憲法改悪の地なしにほかならない。しかも自衛隊の増強によって今日すでに一千数百億をこえる国防費はこんごさらに入膨張をつけ、国民生活に重圧を加えることになる。

3、沖縄、小笠原諸島に対して日本が潜在主権をもつてることを理由として、この地域を新条約の適用範囲に加えようとしているが、これは素朴な感情論に訴えた策略である。この地域を適用地域としたため、日本は、全く施政権をもたない地域基地をもつ米軍の軍事行動から生じた危険な結果だけを負担することになる。

3、極東地域にはすでに米韓、米比、米台の個別的相互援助条約があつて、沖縄、小笠原は共同防衛地域に含まれている。新しい日米安保条約は沖縄、小笠原を日本と米国の共同防衛区域とすることによつてこれら

となる。

4、反共軍事同盟の性格が強くなれば、ソ連との関係は一層冷却化し、現在の中国との関係をより悪化せしめて、日中国交正常化をさらに困難ならしめるであろう。これはアジアにおける国際緊張を激化し、バンソン精神に反するものであつて、アジア・アフリカ諸国日本に対する疑惑を濃くするものである。

の条約と結びつき「N E A T O」（北東アジア条約機構）が事実上結成されたことになる。

4、核兵器を日本に持ちこまぬこと、ミサイル基地を設けぬことを条約に明記することは、アメリカの決して承認しないところであります。政府は配備に関する協議といふことで核兵器の持ちこみ、ミサイル基地設置を阻止できることとしているが、条約に「禁止」を明示的に規定しないかぎり、核兵器のもちこみ、使用、ミサイル基地設置を阻止することは、不可能である。

また、「日本の防衛義務の強化」の名において、日本自身が核武装し、ミサイルをもつことも避けられないであろう。したがって、日本は報復的に核兵器の攻撃に脅かされることになる。

5、「憲法の手続きにしたがう」旨を条約にうたうとしても、また「憲法による制約を尊重する」といつても今日まで日本政府自身が憲法を無視してきた事實を見るならばこのよう保障は空文にひとしい。「自衛」の名目によつて日本の自衛隊が沖縄その他の地域に対し、派兵される等のことが可能になり、またもや重大な憲法違反の行われる危険が大きい。

6、現在の安保条約締結にあたつて、具体的な内容は、すでに行政協定にゆだねられ、国会の審議にもかけられなかつた。改訂にあ

たつても、条約の本文には偽謬的な条文がならべられるか、実質的に重要な事項は新たな行政協定によりこまれ、国民の眼から隠ぺいされるであろう。

現在、政府自民党は米軍による内乱、騒擾の鎮圧出動条項の削除、日本防衛の義務の明記、条約期限の設定等を主張している。これらの事項は条約の形をととのえはするが、実質的には、ほんどいうにたらない内容のものである。したがつてこれらの事項を強調することは改訂から生ずる危険から国民の眼をそらさせようとするものである。

### 三、真の安全保障への道

右のように、安保条約の改訂はその背景を考えても、政府のあげる改訂を必要とする理由をみてもその根拠は全くない。それどころか国民の要望すなわち、日本を核兵器戦場となる危険を除き、アジア・アフリカ（中国を含め）諸国との友好関係を進めるなどを通じて世界平和に寄与し、且、福祉国家、平和國家を築こうとの要望にそむくものである。われわれのなすべきことは、安保条約改訂に反対し、条約そのものの解消、米ソ中日本を含むアジアの平和保障体制の確立に向つて外交を進めることがある。対米関係の現段階においては、沖縄、小笠原の完全復帰、核兵器による非核武装宣言を実現することである。

よるばかりではない。現在の国際情勢において日中國交回復の問題は次のような重大な意義をもつてゐる。

(一) 中華人民共和国の政権が、すでに確固不動の地位を確立し、現に中国を代表する政権となつてゐる今日、これに對し目をつぶり、アメリカの財力と武力を援助されて台湾、澎湖島その他の島嶼を統治するにすぎない國政府と日華条約を結んでいることは中国との国交を意味するものではない。眞の日中國交とは、日本と中華人民共和国政府との間に結ば

## 二、日中関係打開の基本方針

(九月十一日)

日本社会党は、終始、日中両国の正式かつ全面的な国交を速やかに実現することを主張し、努力してきた。その方針は、浅沼・張共同コミュニケに明示されているところである。すなわち「二つの中国の存在を認めず、台湾は中国の内政問題であり、台湾をめぐる国際緊張は平和的に解決されることを望む。国連における代表権が中華人民共和国に対して承認るべきである」日本にとって中国との関係はいかに重要な問題であるかは、単に地理的歴史的な両国関係に

れる国交のことである。

(2) 中華人民共和国はアジアのみならず世界において実力を有する国家としての地位をもつ。隣国に位する日本が正常なる外交関係をもたず今日のごとき悪化せる状態にあることは、日本のアジアにおける国際的地位を不安定ならしめるばかりか、アジアの平和によつても重大な影響を有する。日中國交回復が国際平和に貢献するところは大きい。

(3) 社会体制の相異にもかかわらずアジア・アフリカの多くの国々と同様にいづれの陣営にも属せざる日本と中国との間において平和共存、平等互恵の立場にもとづいて経済的、文化化的交流を押しすすめることは、両国にとって相互の利益であり、わが国の発展と繁栄を実現する道である。

この立場にたつて、社会党は歴代の保守党内閣の消極的態度にも拘らず、國民とともに各種交流の促進を通じ国交の正常化に努力を重ねてきた。

しかるに、岸内閣は、米国の戦略体制との結びつきを一段と固め、日台関係を強化することによって、日中両国間の親善友好関係の進展をはゞみ、ことさらに日中の国交正常化を妨げるにいたつた。

しかも岸内閣は中国に対する誤った評価をあらためず、今なお静観の態度をとつてゐることは甚だ遺憾である。

よつて日本社会党は、以下の方針政策にもとづき日中関係の打開をはかる。

### 一、岸政府の政策転換要求

(1) 二つの中国の存在をみとめるが如き一切の行動をやめ、中華人民共和国との国交回復を実現する。

(2) 台湾問題は中国の内政問題であり、それをめぐる国際緊張は関係諸国との間で平和的に解決する。

(3) 中国を対象とするNEATO（北東太平洋条約機構）の如き軍事体制に参加しない。

(4) 日本国内に核兵器をもちこまない。

(5) 国連その他の機関を通じ中華人民共和国の国連代表権を支持する。

(6) 長崎における国旗ひきおろし事件に対しても陳謝の意を表し、今後中華人民共和国

の国旗の尊厳を保証するため万全の措置を講ずる。

(7) 友好と平等を基礎とする人的、文化的、技術的、経済的交流を拡大し、国交正常化を妨害することなくこれに積極的支持と協力を与える。とくに第四次貿易協定の完全実施を実現する。

台湾海峡をめぐる問題に関するいえば、國府に対する軍事的支援、とくに台灣に米軍の駐屯することがアジアの緊張を激化するものである。

この際、日本政府は次の如き態度をもつて処すべきである。

(1) 米国の軍事的介入に反対する。

(2) 金門、馬祖島より國府軍の撤退。

(3) 日本国内における軍事基地の使用に反対する。

### 二、国民運動の盛り上げ

社会党は右の基本方針として日中國交回復、正常化のための国民運動を展開する。

(1) 岸政府の政策の全面的転換を実現するためにすべての国民の力を広範に結集し、強力に運動展開をする。

(2) 現在の岸政府をもつてしては現状の打開は極めて困難であるとの認識にたち、長期且ねぱり強い運動を展開できる態勢を整える。

(3) この運動を進めるにあたっては原水爆沖縄返還、軍事基地反対、憲法擁護等の運動と密接に連携してすすめる。

(4) わが党は労働組合、農民組合、青年婦人団体、各經濟、文化、民主団体等を結集し財界保守党の良識分子にいたるまで運動に参加せしめる。

わが党は以上の国民運動並に岸政府に対する政策転換を求める斗いの成果にたつて、中国側民会議を強化し、これを通じて積極的に運動を展開する。

特にわが党が協力している日中國交回復国に対しても浅沼、張共同コムミニュケの精神のつとり、日中関係の改善に対し積極的協力を求める。

### 三、警職法改正案の違憲性について

日本国憲法の特色のうちその最も基本的なものは、国民の基本的権利の不可侵ということであり、第十条から第四十条に至る条章においてそれを厳格に規定している。

特に第十一條において、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の國民に与えられる」と規定し、さらに個人の生命、自由、幸福追求に対する國民の権利は最大限に保障せられ（第十三條）侵すことのできない権利とされている。

警職法の今回の改正案は、この基本的条章に

違背し、「公共の安全と秩序」という名によつて甚しく基本的人権の侵害を犯す危険を藏している。

#### 一、自由及び集会、言論、表現の自由の侵害

警職法改正による保護（三条）、避難（四条）予防制止（五条）の拡大は、憲法第十三条の自由と幸福追求権の侵害であり、第二十一条の集会、言論、表現の自由及び第二十八条の勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権の侵害の虞れがあり、明らかにこの条章の違反である。

#### 二、逮捕に対する保障の侵害

改正案、第二条の「質問」の権限の拡大により、善良な子女及び一般市民が単に「拳動不審」ということによって、交番、警察署に連行を強行される危険が充分にあり、この拡大は、憲法第三十三条で保障されている「犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されない」という条項の違反となる。

#### 三、抑留、拘禁に対する保障の侵害

改正案第三条の「保護」の拡大は、善良な学生が、「保護」という名で、戦前の「保護検束」をされる危険があり、しかも必要と認める場合（警察官の認定）は最大限六日間もの長時間拘禁することになるのであって、憲法第三十四条の抑留、拘禁に対する保障の厳しい侵害となる。

さらにこの保護という名の抑留又は拘禁によって、休業による収益の減少は、同時に憲

#### 法第二十九条の財産権の侵害となる。

**四、住居侵入、搜索、押収に対する保障の侵害**

憲法第三十五条は「何人も、その住居、書類及び所持品について侵入、搜索及び押収を行うことのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。」と規定されており、警職法改正案、第二条の所持品の検査及び第六条の「立入権の拡大」は、この条障の明かな侵害である。

#### 五、請願権の侵害

警職法改正案第四条（避難）、第五条（警告制止）によつて、交通の妨害、又は「公共の安全と秩序が乱れる」との理由によつて、労働組合、主婦連又は中小企業者、医師会の国会や官庁に対する陳情、請願が阻止される虞れが充分ある。これは憲法第十六条に規定する「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」という条項の甚しい侵害となる。

#### 六、公務員の本質、警察法、警察法の本質に対する違背

以上のように、警察官の独自の判断によつて、憲法に保障されている基本的権利が侵害されるが如き法律の改正は法理上許さるべきでない。特に憲法第十五条では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と規定され、これを受けて警察法第二条にその責務を規定「警察活動は、その中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利および自由の干渉にわたる等の権利を濫用することがあつてはならない」とあり、また警職法第一条二項にも「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最少限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなこと

があつてはならない。」とし、民主警察及び警察官としての在り方を厳重に規定している、今回の改正は、この本質的な意義を根底から崩すものであり、重大な違背である。

### 七、憲法の基本的精神に違反する

さらに全体を通ずる精神は、日本国憲法が指向する自由、民主、平和の理想に甚しく反するものであり、権力政治、実力による秩序恐怖政治の方向に押し流され、これらの環境は、自然な意志、自由な言論が抑圧され、特に憲法第十九条に保障する「思想及び良心の自由」はいちじるしく侵害される虞れがある。

## 四、社会党の独占禁止法改正案要綱(案)

### 独禁法改正反対特別委員会

#### (行政府に対する勧告)

#### 第四十三条の二項としてつぎの項を加える

公正取引委員会は行政府の行政措置が本法の目的達成を阻害することとなると認めるときは、関係行政府に対し、必要な勧告を行い、その旨を公表することができる。

#### (不処分の場合の理由明示)

#### 第四十五条の四項としてつぎの項を加える。

公正取引委員会は、この法律に違反する点がある旨の報告があつた場合において、この法律に基く処分を行わないことを決定したいときは、理由を附してその旨を報告者に通知しなければならない。

#### (違反行為による利益の没収)

#### 罰則の項としてつぎの項を加える。

- (1) この法律又はこの法律に基く公取委の命令に違反する行為によつてえられた利益は國庫に没収することができるものとする。
- (2) 現行の罰金を、経済情勢に適用するよう引き上げる。

#### (取引上の優越地位乱用の規制)

#### 第十九条の二項としてつぎの項を加える。

自己の取引上の地位が相手方に対し優越していることを利用して、正常な商慣習に照して相手方に不当に不利益な条件で取引してはならない。

さらに、第十章 最高法規の項における第九十七条において、基本人権の本質として、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と規定した条文に違反し、また、憲法の精神に違反する立法をすることは、第九十九条の「天皇又は摂政及び国務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」という「憲法尊重擁護義務」の甚しい違反である。

# 五、昭和三十三年度災害対策要綱

日本社会党政政策審議会  
日本社会党災害対策特別委員会

わが党は、合風二十二号をふくめて、本年度災害の被害の甚大なるにかんがみ、その対策として各種立法、行政措置を速かに講じ、かつまたそのための補正予算を編成することを要求するものである。要求の主なるものは次の通りである。

一、衆参両院に災害対策特別委員会を設置し、災害対策を審議促進すること。

二、災害対策については、政府は行政措置をもつてなし得る最大限度の努力をなすべきはもち論であるが、本年度災害の特殊性にてらして、次のような立法措置をとることが必要である。なおこれらの立法は、各災害別、地域別に、その被害程度に応じて弾力的に適用されるべきである。

## イ、立法措置によるべきもの

### 1、農林関係

A、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（二十八年災害の立法を適用）

### 2、建設関係

A、公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

### 1、公共土木施設災害復旧国庫負担法の特例

国庫負担率を定めるにあたり、災害復旧費総額を次により区分し逐次に算定する。

### イ、当該地方公共団体の昭和二十八

年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については十分の八（負担法三分の二）

ロ、二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額については十分の九（四分の三）

ハ、右のものをこえる額については十分の十（四分の四）

1、融資額を最高三十万円（現行十五万円）とする。

2、償還期限を二年据置きを含め七年（現行五年）とする。

D、予約概算金返納の特例に関する法律  
1、概算金返納の期間延期と利子免除

E、災害関連事業費の国庫補助に関する法律

1、農林、建設、文教等の施設災害復旧の関連事業（改良復旧分）に対する國の補助率をひき上げる。

F、農畜舎、農機具、家畜等農林漁業の再生産に必要な施設及び資材に対する国庫補助に関する法律

G、被害たばこ、わさび、いちご等耕作者に対する資金の融通に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、国は、たばこ、わさび、いちご等耕作者にかかる資金の融通について損失補償及び利子補給を行う。

### 1、農林関係

A、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（二十八年災害の立法を適用）

### 2、建設関係

A、公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

### 1、公共土木施設災害復旧国庫負担法の特例

国庫負担率を定めるにあたり、災害復旧費総額を次により区分し逐次に算定する。

### イ、当該地方公共団体の昭和二十八

年度の標準税収入の二分の一に相当する額までの額については十分の八（負担法三分の二）

ロ、二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額については十分の九（四分の三）

ハ、右のものをこえる額については十分の十（四分の四）

C、天災融資法の一部改正

2、壳渡し価格はおおむね政府買入価格となるよう定める。代金は二ヶ月延納を認める。

C、天災融資法の一部改正

2、一件十万円の事業量の限度を五万円にひき下げる。

### 3、水防法の特例

全額負担（一般の場合三分の一）

### 4、道路の修繕

イ、一級、二級国道の修繕 二分の

一（一般の場合三分の一）

ロ、イ以外の道路 二分の一（一般

の場合費用の一部）

### 5、地すべり等の防止施設に対する補助

地すべり、山崩れ、土砂の崩壊防

止 十分の九

### 6、土木機械の無償貸付等

### 7、公営住宅法の特例

第二種公営住宅の建設 四分の三

（一般の場合三分の二）

### 8、住宅金融公庫の貸付金の償還期間等の延長

### B、たい積土砂の排除に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、府県知事はたい積土砂の排除を行ふものとし、国は事業費の全額を負担する。

### C、住宅金融公庫法の一部改正

1、災害復興住宅の建設、補修資金の利率引下げ及び償還期限延期

### 3、文部関係

A、公立教育施設の灾害の復旧事業についての国の費用負担及び補助に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、国は、公立学校施設の灾害復旧事業の事業費の四分の三を負担する。

B、私立学校施設の灾害の復旧に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、国は、私立学校施設の灾害復旧事業について、学校法人に対し、その事業費の二分の一を補助する。

### 4、社会労働関係

A、公衆衛生の保持に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、伝染病予防法に規定する国庫負担の増額

### 2、簡易水道の復旧、敷設に関する補助

助（予算の範囲内）

3、屎尿処理、塵芥焼却場、火葬場に関する補助（予算の範囲内）

B、災害救助に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、災害救助法の国の負担の特例として府県の収入見込額「千分の二」を「千分の一」とよみかえる。

2、国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、国民健康保険を行う保険者に対して、次の場合は、貸付金の貸付及び補助金の交付を行う。

（1）被保険者に係る市町村が災害救助法の適用を受け保険料を減免された場合

（2）減免した保険料が二十万円以上で且つその年度の保険料の百分の十に相当する額以上の場合

D、失業対策事業に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、緊急失業対策事業に要する経費について、国の負担割合の特例を設ける。

（1）労働費  $\frac{4}{5}$  （ $\frac{2}{3}$ ）  
 （2）資材費  $\frac{1}{2}$  （ $\frac{1}{2}$ ）  
 （3）事務費  $\frac{4}{5}$  （ $\frac{2}{3}$ ）

E、病院及び診療所の災害の復旧に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、政令で定める金融機関は被災地域の病院又は診療所に対し、通常より有利な条件で資金の貸付を行うことができる。

2、この場合国は通常の条件より有利な条件で金融機関に資金の貸付を行う。

F、社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法（二十八年災害立法を適用）

1、社会福祉事業の施設、児童福祉施設、公益質屋の災害復旧について

般の場合より高率の補助金を交付する。

G、被害地域にある事業所に雇用されている労働者に対する失業保険法の適用

の特例に関する法律(二十八年災害立法を適用)

1、災害のため止むを得ず事業所が停止されたため休業することとなった者に対し、これを失業とみなして失業保険法を適用する。

H、罹災者援護法

- 1、死亡者、行方不明者に対する弔慰金、見舞金の支給
- 2、孤児、老人の援護、母子家庭への特別扶助、融資
- 3、罹災家族の生活援護
- 4、罹災者子弟の学資扶助又は貸付け
- 5、罹災学童の給食費免除

## 5、地方行政関係

被害をうけた地方公共団体の起債の特例に関する法律(二十八年災害立法を適用)

A、次の場合は起債の特例を認める。

- 1、地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの水害のための減免に対する不足補てんの場合
- 2、水害対策にかかる地方負担の財源とする場合
- B、国は右の地方債の当該年度の元利償還金を補給する。

## 6、大蔵関係

A、被害をうけた公務員等に対する国家公務員共済組合の給付の特例に関する法律(二十八年災害立法を適用)

1、共済組合給付の災害見舞金を増額する。

2、地方公共団体は、被災職員に対し一ヵ月の範囲内で特別給付金を支給する。この場合、国はその二分の一を負担する。

B、国有林の安売りに関する特別措置法  
1、罹災者家屋復旧のため木材を特別価格で払い下げる

C、罹災者旧債整理法

1、被害をうけた農林漁業者、商工業者の旧債を特別に長期、低利な資金に借かえる。

## 7、商工関係

A、被害中小企業者に対する資金の融通に関する法律

1、農林漁業者に対する天災融資法に準じて、中小企業者に経営資金を融資し、その利子及び損失を国で補給補償する。

B、中小企業信用保険法の特例に関する法律

法律(二十八年災害立法を適用)  
1、中小企業者に対し、その事業の再建に必要な資金の融通を円滑にするため、法の特例を定め保険料については割安とし、政府が支払う保険金について増額する。

## 8、その他

### A、都市計画法の特例に関する法律

罹災部落の移転及び新部落建設設計画の実施及びそれに対する国庫補助

### B、補助対象農地の反当事業量の限界点(現行二六万余円)を引き上げる。

### C、自作農創設維持資金の枠の拡大

D、農産物種子に対する対策

### E、供出米の時期別格差の期間延長

### F、農業共済金の概算払い

### G、等外米の政府買入れ

### H、高等学校教科書補助、高校、大学生の授業料減免

I、学校給食用の施設、小麦等の損失補償

三、以上の立法、行政措置の裏づけとして補正予算を編成すべきである。なお、災害復旧事業の推進にあたっては、被害の甚だしい地域には、三、五、二の比率ではなく、五、三、二の比率を適用すべきである。

わが党は、災害対策と同時に、経済不況対策その他の諸政策をもりこみ、経済基盤強化資金のとり崩しを前提とする大幅な補正予算を編成すべきことを要求する。

四、わが党は、風水害を根本的に克服し、国土の総合開発を促進するため、現行法体系に欠

# 研究

## 一、独禁法改正案の問題点

### 一、審議会設立の経緯

(1) 審議会は昨年十月設置されたが、委員任命について当初公取委と通産省の間で対立があった。公取委は三分の一は純粹な学識経験者にすべきだと主張したのに對し、通産省は過半数は業界代表から任命すべきだと反対した。しかし、この対立とは無関係に、当時の河野経企庁長官の横槍で、つぎの十五委員が任命され、当初委員に内定していた有沢広巳（法大教授）脇村義太郎（東大教授）福良俊之（東京新聞論説委員）等独禁法の良心的支持者は候補者リストから除かれた。

稻葉秀三（国民経済研究会理事長）

今里 広記（経済同友会幹事）

植村甲午郎（経団連副会長）

太田垣士郎（関経連会長）

岡松成太郎（日本商工会議所理事）

小島 新一（鉄鋼連盟会長）

楠見 義男（農林中金理事長）

渋沢 敬三（国際電々会長）

杉 道助（大阪商工会議所会頭）

鈴木 竹雄（東大教授）

高宮 晋（一ツ橋大教授）

土屋 清（朝日新聞論説委員）

中山伊知郎（一ツ橋大教授）

原 安三郎（化学工業協会々長）

村瀬 直養（商工中金理事長）

(2) 審議会はわずか三ヶ月の短時間の間に、十回開いただけである。したがって、審議会の答申は単に中立的な機関で審議したという外被をまとつただけで、実際は設置のときから

けている「治山治水促進法」（仮称）を制定し、建設省を中心とする国土総合開発省の機構のもとに、年次計画によつてその事業を推進すべきことを要求する。

また、二十二号台風に際しての自衛隊の救

### 二、答申を上回つて緩和している点

答申の主調は、(1)カルテル、トラストの規制を緩和し、(2)その反面これにより形成される大企業の独占体が中小企業、消費者に圧迫を加えることを防ぐため、不公正な取引方法を強化し(3)以上の法の運用の適正をはかり、弊害の排除を行うため、公取委の機構、人員を拡充強化すべしということであったが、今回の政府案は、以下に指摘するように、(1)カルテル、トラストの規制は答申を大幅に上回つて緩和し、(2)不公正な取引方法は具体的に殆んど何も強化せず、(3)公取委の機構人員は拡充するどころか、その権限を実質的に低め弱体化している。

- 1、不況カルテルについては、答申で要求している認可要件の緩和（第二十四条の三、改正案の要件は東京商工会議所が独禁法審議会に提出した意見書の「平均生産費を下るおそれ」「よりもはるかに緩く、「価格が著しく低落するに至るおそれ」となっている。「低落し」には「なるに至るおそれ」がかかることになつてゐる）および手続きの簡易化（第二十四条の六、答申は弊害のないカルテルの事前届出制としたが、改正案は弊害のある場合を含めて期限つき認可制とした）を行つたばかりでなく、答申で要求していなかつた行い（カルテルの態様の限定（現行法は生産数量、販売数量、販売価格および設備の制限のみ）をはずして全く無限定とし、一時的な不況には不必要的恒久的な強固なカルテルである一手販売機関（シンジケート）の設置、独占的販路協定、原材料購入のための価格控

援活動が評価されていることにかんがみ、自衛隊を改編して平和国土建設隊を設置し、農村二、三男等を吸収して国土建設に専心するという、かねてのわが党の基本政策を、この際改めて強調するものである。

よび数量協定、一手購入機関の設置、独占的  
購入地盤協定、独占的生産分野協定等をも入  
れ、(第二十四条の三および第二十四条の五  
)さらに販売業者の補完カルテルも認めてい  
る(第二十四条の四)

2、合理化カルテルについては、答申の要求し  
たカルテルを全部認めたほか、合理化の名目  
のもとに、いつでも品種別数量協定、販路協  
定、購入地盤協定等を行いうるようにし(第  
二十四条の七、第二十四条の九)また、価格  
の変動の激しい商品については直ちに販売數  
量および価格の制限協定すなわち審議会が明  
らかに斥けた長期需給安定カルテルまで入り  
(第二十四条の七、第二十四条の九第四号)  
さらに販売業者の補完カルテルをも認めてい  
る。

3、輸出振興カルテルは対象を国内向けの商品  
のみならず、その原材料まで拡大し、原材料  
生産業者や、販売業者の補完カルテルまで結  
ぶるようにして、さらに行いうるカルテルの態  
様を無限定とし、大掛りなダンピングのため  
のカルテルとしたが、独禁法大幅緩和の觀を  
少くし、あわせて通産省が認可権を把握する  
ために、独禁法改正案から落して輸出入取引  
法の改正案に入れることとしている。

4、合併、営業の譲受等のトラストの規制につ  
いては、答申のいうように生産過程の合理化  
のため、特に必要がある場合だけ独占体の形  
成を認めるのではなく、合併等の禁止規定を  
全く削除し、必要な場合の規制規定だけおく  
こととしている(第十五条)

5、答申で要求されたような不公正な取引方法  
の強化は殆んど何も行っていない(第二十条)

6、公取委の機構拡充は何も行わない(第三十  
五条以下)ばかりでなく、独禁法上のカルテ  
ル認可権は公取委にあるという独禁法審議会  
の線をも崩して、カルテル申請の窓口を通産  
省に移した。この通産省の窓口指導および大  
幅なカルテル、トラスト規制の緩和により、  
自由競争経済の維持をねらう独禁法によつて  
かえつて独占体を中心とする経済統制が導入  
されることになる。

### 三、独禁法改正(緩和)が労働者に及ぼす影響

#### 1、不況カルテル緩和の影響

(1) 現在、各業界で過剰生産からくる不況対  
策として行われている操短等は、何等法制  
的な裏付けがない。本来独禁法で禁止され  
ているものを、通産省など行政官庁の行政  
指導勧告で実施させている一種の脱法行為  
である。

今度の独禁法改正により、こういう操短は  
立派な法制度的な裏付けを持つことになる。  
今度は堂々と実施できる訳である。

行政官庁(通産省など)は、これを足がかり  
にして各業界にカルテル結成の指導、推  
進を行うだろう。

(2) それでは、この操短の狙いは一体何処に  
向かられるか。

最近、肥料、繊維、紙、パルプ業界などで  
人員整理賃下げ等が目立つてきている。と  
ころが、これらの業界ではほとんど例外な  
しに勧告操短が行われているのである。  
このことから、次のことが当然予想され  
る。

(一) 独禁法改正によって、操短カルテルが  
法制度的な裏付けを持ち、公然と結成実施

された時、各企業経営者は、この法制度上  
の操短協定を、人員整理と賃下げの有力  
な挺子として利用するだろう。

(二) また、操短協定は各企業経営者を人員  
整理と賃下げの強行に追い込むだろう。

(三) 現在、操短のため輪番休日制、残業規  
制等で手取り賃金の減少という事態が一  
般的であるが、この状態は、より深刻にな  
ると同時に、操短協定が法制度上の根拠  
を得て生き残り長期化することによりよ  
り長期化するだろう。

#### 2 合理化カルテル緩和の影響

改正されると、「事業の合理化のため必要」

というような極めてあいまいな理由で、品種  
の制限、品種別生産数量の制限などの協定が  
容易に実施できるようになる。

このような合理化カルテルの拡大強化の結果  
労働者の配置転換、人員整理が進められるで  
ある。

#### 3 合併緩和の影響

改正により、「生産過程の合理化のため必

要な企業規模の拡大」ということで合併が容易に認められることになる。このことは非能率工場の閉鎖、休止を狙いとする合併が進むことを意味する。これは、直接人員整理、配置転換の問題である。

#### 4 改正の政治的意義

##### (1) 「首切りカルテル強制もしくは奨励法案」

今度の独禁法改正の意義は不況下の企業救済ということよりも、不況を利用して、人員整理、賃下げを强行するための企業の連合戦線、「首切りカルテル」の意義の方が大きい。

それは、現在勧告操短が行われている業界では操短がコストの上昇、赤字の激増等の点で既に経営の限界に達している場合が少くないこと（五割の操短などというは経営の限界をこえている）従つてこれ以上の操短の強化ということは経営上の理由よりも労働対策上の理由から持ち出される可能性が強い点に窺われる。戦前の重要産業統制法（昭和六年）は、やはりカルテル奨励法であったが、この成立は、当時の大恐慌を企業が首切り、賃下げという労働者のギセイにおいて乗り切るための有力な援護射撃であった。

##### (2) 「ファッショニズム基盤確立法案」

今度の改正は、「企業間の自主的な話し合いによる協定への途を開く」ものだと、政府はいつている。しかし、現在、自主的なまとまりの点では一番うまくいっていると見られる鉄鋼業界でさえ、通産省が乗り出して間に立たなければまともならない実情にある。まして、競争の激しい石炭、繊維機械等の業界では自主的な話し合いだけで協定がうまくいくかどうかは甚だ疑わしい。ここに、行政官庁がカルテル結成の事実上の主導権を握り得る基礎がある。そこへもってきて、今度の改正では、カルテルの認可権を実際上行政官庁（通産省など）が握れるように仕組まれた（認可権は形の上では公正取引委員会——これは、ある程度中立的な機関である——に置くが、認可申請の窓口を通産省など——これは大企業の助長機関である——に置くこととしてあるため認

可する。しないの実権は、実際上は通産省などが握ることになる。）

これは、業界に対する政府の統制力を生み出す最大の根源となるう。

それでは、この統制力はどのように発揮されるだろうか。

戦前的重要産業統制法ができた當時、たとえば鉄鋼の大資本は中小企業を何とかしてカルテルに引きずり込もうとしていた。重要産業統制法成立によつて中小企業はいやいやながらこのカルテルに抱き込まれてしまった。ところが昭和九年戦争が近づくや軍需生産の拡大、独占の強化を急ぐ政府と独占資本は当時、日本製鉄（国家独占資本であった）をして進んで、カルテル破りを行わせた。このため中小企業は甚だしい苦境に陥つた。こうして、戦時の企業整備への途が開かれていたのである。

この経験からみても、今度の改正により政府が手に入れる統制力の発揮は、あくまでも、独占資本本位に行われるだろう。これは、独占資本の政治的な独裁体制——ファッショニズムの経済的な基盤の確立を意味する。

#### 5、改正の反動性

従来の例外的のカルテル許容立法には、労働者の利益擁護規定がある程度織り込まれていた。たとえば、中小企業安定法では、カルテルのため、失業者が出了た場合、この離職者の優先的再雇用を規定してあるし（同法第二十三条）また繊維工業設備臨時措置法では、カルテル許容の一要件として従業員の地位保護を規定している（第二十五条第二項第三号）。ところが、今度の改正には、カルテルの大幅な許容が行われるにもかかわらず、従業員の地位保護に関しては全く一言も触れられていない。これは、この改正がいかに、一方的に独占資本のために進められているかを示している。

#### 四、独禁法改正が農民に及ぼす影響

##### (一) 農業生産の立場からみた法案の内容

独禁法改正が農民に及ぼす影響としては肥料や農薬、飼料などのよう、農民の必需資材として直接響のあるものと、鉄鋼や繊維などのように農機具や作業服等の二次

三次製品として影響が間接に及ぶものと、

農産物販売の際に買叩き等の影響というよう

に、およそ三つの弊害をうける。

1 不況カルテルの場合、肥料、農薬、飼

料、温床紙等の生産資材について、生産

業者側が共同して、新たに①一手買取り

の共販機関の設立、②販売数量、販売価

格の一方的な取り決め、③その他独占的

な販路協定、生産分野協定、販売先の指定

等が容易に実施できることになり、農家

は業者の思い通りの価格で買わされる。

また、牛乳、菜種、繭、吲、澱粉、麦

等の農産物原材料は、買取りの価格、数

量、系路、条件等を一方的に決められる

共同行為ができることになる。

さらに例えば鉄鋼業者が共同して価格

をつり上げれば農機具や鎌、鍤など二次

三次製品にはねかえってくる。

2 合理化カルテルの場合、製造工業の合

理化を進めるという名目で、不況カルテ

ルの場合と同様、販売と原材料農産物の

購入について、自分等の企図する数量制

限、価格決定、取引方法等を協定や共同行

為として強力に押しつけることができる

3 輸出振興カルテルの場合輸出入取引法

の改正に移されたが、輸出物資であると

いう名目で、不況カルテルと同じ内容の

事項（数量、価格、方法等）が、共同で

できる。

とくに問題は、輸出振興のために国内

カルテルを認めるから、輸出の損失を国

内価格に加えることになる。柑橘類等の

かん詰、アスペラガス等の農産物は買い

叩かれることになる。

4 合理化カルテルや不況カルテルを名目

として、業者間の競争がなくなるから、

技術や品質の向上は期待できなくなり、

農家の希望するような銘柄、品質のもの

が手に入らなくなってくる。

カルテルの価格は生産業者の中の最も

高い価格をもって決められることとなる

のが普通であり、また価格引下げの努力

をする必要がなくなるから、逆に価格の

つり上げが行われる。

## (二) 農家経済への影響

以上の諸点は、殆んど直接的に農民に弊害を及ぼすものであるが、例えば織維業者が共同行為をやれば衣服に、また電気機械メーカーがやれば家庭電気機械器具にというように、生活用品その他あらゆる部面で直接間接にはねかえり、農家経済に大きな影響を及ぼすことになる。

### (三) 農業生産物の不利益は阻止できない。

1 カルテルの認可に際しては、「関連農林漁業者の利益を不当に害しないこと」や要件の一つに規定してあり、また農林大臣にも予め「協議」することになつてあるが、「不当」の認定は極めてあいまいであって、これをもつて安心することはできない。

2 輸出振興カルテルを認可する「物資」は、政令で定めることにしてあり、政令で定める場合は閣議で審議されるが、占有資本の立場にたつ政府が農民の意見をとり上げるとは考えられない。

3 肥料については、肥料二法があるからこの面で阻止されるといわれているが、この肥料二法では「販売の方法」は指示されていない。したがつて、今回の改正では販賣方法の面も制限できるし、共販会社も設立でき、肥料二法の緩和した運営がとられるだろうから、阻止することは困難である。

## 五、中小企業に対する影響

### (一) 株式保有制限（十条二項）、役員兼任制限

（十三条三項）の緩和によって、大企業の支配力が更に強まることが予想せられ、一定の取引分野に於ける競争を実質的に制限する場合であつても、一定の条件の下には合併を認めようとする十五条二項の改正の前に概観したカルテルの要件の緩和によつて、中小企業が、製品を安く買ったたかれ不當に高い値段で原料を購入しなければならなくなる可能性がある。（このため中小企業団体組織法も意義を失つてしまふとの声がある。なお、同法九条の設立認可の基準をこれ以上にゆるめる事は困難だといわれている。）

(二) 政府の改正要綱は監督庁を主務官庁と表現するのみで公取であるとしている。  
　　之は監督庁を公取ではなく通産省等の事案の主務官庁としたい政府の意図をうかが

わしめるものである。「もし主務官庁が通産省等という事になればとかく独禁法の運用が大企業の利益に傾き易くなる」ことも考へられる。

## 一、核兵器禁止法案（仮称）要綱

### 第一 前文

第二 この法律は、核兵器の使用が悲惨な結果をもたらし一瞬にして人類の絶滅をも招來するおそれがあることに鑑み、一切の核兵器を保有する等の行為を禁止し、もつて人類社会の福祉と日本国憲法の理想とする恒久平和とに寄与することを目的とするものとすること

第三 核兵器とは、原子核分裂又は原子核融合反応にもとづく爆発を主たる効果とする爆弾・弾頭その他これ等を利用した兵器及びこれ等を装備した兵器をいうものとすること。

第四 日本国内における一切の核兵器の使用、製造、貯蔵、実験及び他国からの持ち込みを禁ずるものとすること。

第五 国、地方公共団体、民間団体及びいかなる個人も核兵器使用に関する訓練、演習を行うことを禁止するものとすること。

第六 いかなる団体、機関及び個人も第四及び第五の掲げた行為を指示、命令、援助、宣伝扇動することを禁止するものとすること。

第七 国は第四から第六まで掲げた行為の禁止について審議及び監視をさせるため特別の機関を設置しなければならないものとすること。

第八 第七によつて設置する特別の機関はこれを査察委員会（仮称）とすること。

第九 査察委員会は国会に置くものとすること第十 査察委員会の組織及び権利を別に法律で定めるものとすること。

第十一 査察委員会は定期報告書を国会に提出するものとすること。その他必要があるときは、いつでも核兵器に関する国内査察を行い報告書を提出しなければならないものとすること。

第十二 査察委員会の核兵器に関する査察については、理由のいかんを問わずいかなる機関個人もこれを拒否することができないものとすること。

第十三 査察委員会はこの法律に違反する事實を発見したる場合は、これに対する処分の勧告をおこなうことができるものとすること。

第十四 政府、地方公共団体がこの法律の禁止規定に違反したときは査察委員会は国会において責任を追及することができるものとすること。

## 三、昭和三十三年度一般会計予算補正（第一号）及び昭和三十三年度特別会計予算 補正（特第一号）の編成替を求めるの動議

昭和三十三年度一般会計予算補正（第一号）及び昭和三十三年度特別会計予算補正（特第一号）については、政府は撤回し、左記要綱により速かに組替えをなし、再提出することを要求する。右の動議を提出する。

昭和三十三年十一月一日

記

一、最近の経済不況は、ついに有名大企業すらも企業整備に着手するほど深刻になり、労働条件の悪化、大量首切り、失業者の増加は年末にむかって激しくなっている。一方、本年度の災害は、二十二号台風を含めてほとんど全国におよび、その被害は昭和二十八年度災害に匹敵するものがある。このときに当り、政府は、自己の政策失敗に起因する経済不況に対して、なんらの財政支出による緊急措置をとらず、補正予算の編成は災害復旧関係及び外債発行のみに限定しようとしている。

二、しかも政府は、災害復旧費の査定について  
は、被害を過少評価し、国庫負担又は補助の  
増額は災害復旧の一部に極限して昭和二十八  
年度災害のみの特別措置をとろうとしていた  
い。これでは地方経済は不況と災害の二重の  
被害によって困窮の度を増すのみである。か  
つまた、予算補正の財源としては、異常災害  
の復旧を使途目的としている経済基盤強化資  
金を使用せず、不急不要経費の削減を行わず  
して、歳入の自然增收をさきぐいする不健全  
なる措置をとっている。

三、また政府は、財政投融資計画の原資不足に  
ついては、国内民間資金を活用して金融を財  
政と同じ方向にむけるべき努力を怠って、金  
利高にむかうアメリカにおいて外債発行して  
補てんしようとしているのは適当ではない。  
四、以上の理由により政府は、左の通り政府案  
を組替えて再提出すべきである。

#### A 昭和三十二年度一般会計予算補正（第1号）及び昭和三十三年度特別会計予算補正（特第1号）の組替え要綱

##### 一、災害関係

1 公共土木施設及び農林水産施設関係  
イ 本年度災害の復旧は、地方財政の  
負担能力をこえるほど深刻なる実情  
にかんがみ、昭和二十八年度災害に  
対する特別立法及び特別行政措置に  
準じて、災害復旧事業費、災害関連  
事業費、緊急治山及び緊急砂防事業  
費全般にわたって国の負担率及び補  
助率を引き上げる。

ロ 右により必要とする本年度の事業  
費は、二百十六億円と見込まれる。

2 農産物被害関係  
イ 本年度の干害、霜雪害、長雨害、  
風水害等の災害による農産物被害に  
対しては、天災融資法による融資額  
の引上げと、償還期限の延長、耕作  
農民に対する融資についての利子補  
給、供米代金の予約概算金支払いに  
ついての損失補償等の特別措置を行  
い、また各種事業費及び購入費等の  
国の補助率を引上げる。

文教被害関係

イ、十月十五日現在の国立及び公立施  
設の被害額七億二千万円に対する本  
年度復旧事業費を計上する。

ロ、私立文教施設の災害復旧事業に対  
する国補助率を二分の一に引上げ  
る。これに必要な経費は予備費より  
支出する。

##### 4 厚生労働被災関係

イ、昭和二十八年度災害に準じて特別  
立法及び特別行政措置を定め、公衆  
衛生費、災害救助費、国民健康保険  
事業費、失業対策事業費、社会福祉  
事業施設費等についての国の負担率  
及び補助率を引上げる。

ロ、死亡者、行方不明者に対し弔慰金  
見舞金を支給し、新たに発生した孤  
児老人の援護、母子世帯への扶助を  
行う。

ハ、右に要する経費として十億円を計  
上する。

##### 5 その他被害関係

以上のほか、昭和二十八年度災害の  
際の特別措置に準ずる措置をとると  
もに、地方自治体の減税等による歳入  
減少、小規模災害復旧等の財政負担に  
ついて地方起債を認め、その元利は國  
から補給する。

二、当面急増する失業者等の生活保障関係  
1 失業対策事業の吸収人員を増加す  
る。

イ、一日平均三十五万人吸収とし（現  
行二十五万人）、就労日数を月平均二  
十五日とする。（現行二十一日）こ  
れについて、十一月から三月までの  
五カ月分を計上する。

ロ、年末手当を十五日分支給する。（現  
行八日分）

2 失業保険金の給付を十一月分より暫  
定的に給付期間を三ヶ月間延長し、こ  
の経費について国庫負担を二分の一と  
する。

3 生活保護対象を十一月分より百八十  
万人分計上する。（現行百五十万人分）

4 駐留軍関係労務者の離職対策を充実

する。

イ、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の完全実施のため、臨時補導所の新設及び増強、都道府県協議会に対する補助、離職者団体の助成を行う

ロ、軍直接雇用者及び国連軍関係労務者にも特別給付金を支給する。

5 國土調査事業を拡大して新たに事務関係就労者を増加する。

三、不況による農林漁民の所得減退防止関係

1 水質汚濁防止のため、沿岸地域の被害防止と損失補償についての補助助成を行う。

2 酪農振興のため、学校工場の酪農品給食補助、乳価補助を行う。

3 単位農村協同組合の農産物出荷の共同計画に対して利子補給を行う。

四、中小企業の経営近代化促進関係 中小企業の設備近代化補助金と企業診断費及び企業指導費を増額する。

五、勤労国民の生活向上関係

1 夜勤手当と五千円以下の期末手当に対する所得税を免除する。

2 国民健康保険制度を改正して本年十月より国庫補助を三割に引き上げ（医療給付七割）、助産、ほ育、葬祭、傷病手当金の支給等の保険給付を行う。

3 公務員年末手当については、〇・二カ月分を増額して二カ月分を支給する。義務教育関係の地方財政負担額及び地方職員関係については、臨時交付金をもって所要額を交付する。

六、地方財政負担補てん関係 不況にかんがみて、国の財政支出の増加に伴う地方財政の負担の増加については、昭和三十三年度に限り、各地方団体に対し臨時交付金を交付する。

七、右の歳出増及び歳入減の財源措置 取崩しを使用する。

イ、経済基盤強化資金二百二十一億円を、外債発行及び貴金属特別会計の余裕

ロ、防衛庁費のうち本年度中に使用予定の物件費、施設費を削減する。

ハ、外債発行及び貴金属特別会計の余裕

金繰入れをとりやめ、従つて産業投資特別会計、貴金属特別会計及び国債整理基金特別会計の補正は行わない。  
財政投融資計画の変更等

## 一、資金の配分

### 1 地方債

災害復旧に要する地方財政の本年度負担分（約五十億円）については、全額地方債の新規起債によつてまかなう。

### 2 住宅金融公庫

災害復旧に伴い、住宅金融公庫が災害復興住宅の建設、補修資金の利率引下げ及び罹災地における貸付金の償還期限を延期するため同公庫に新たに十億円の融資を行う。

### 3 農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫の資金を七十五億円増額して、災害復旧に要する資金、低利資金への肩替り、開拓農家に対する貸付増を行う。

### 4 糸価安定

とりあえず繭糸価格の安定に関する臨時措置法に基く日本輸出生糸保管会社の買入限度を大幅（百億円程度）増額して当面の糸価安定をはかる。

### 5 中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工中金

中小企業金融公庫、国民金融公庫及び商工中金は、第三・四半期以降には資金不足で昨年度なみの融資は不可能となるので、三機関に対する資金補てんを行い、年末融資及び災害中小企業者に対する経営資金の融資資金を増額する。

|          |        |
|----------|--------|
| 中小企業金融公庫 | 百億円    |
| 国民金融公庫   | 百億円    |
| 合計       | 二百四十億円 |

### 二、原資の調達

本年度財政投融資計画は、計画通りの

原資がかろうじて確保される見込みであつて、新規融資増額に対する原資供給は不可能なる現状にかんがみて、補正増額に必要な原資（約四百九十三億円）は

資金運用部所有の金融債を市中金融機関に売却して調達する。  
三、外債発行をとりやめ、百八億円の原資は資金運用部資金を充当する。

## 資料

### 一、警察官職務執行法の一部を改正する法律案新旧対照表

日本社会党政策審議会  
法務部会

#### 現 行 法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、警察官が警察法（昭和二九年法律第二百六十二号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するため、必要な手段を定めることを目的とする。

2 この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小限度において用いるべきものであっていやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

(質問)

（質問等）  
第二条 同 上

同 上

#### 改 正 法 案

第二条 同 上

第二条 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯しあつくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3 前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され

2 その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するため、その者に附近の警察署（派出所及び駐在所を含む。以下同じ。）に同行することを求めることができる。

3 警察官は、第一項の質問に際し、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何

又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4 警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について児器を所持しているかどうか調べることができる。

#### (保護)

第三条 警察官は、異常な举动その他の周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ应急の救護を要するに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞ある者。  
 二 迷い子、病人、負傷者等で適當な保護者を伴わず、应急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）  
 三 適當な保護者を伴わない病人若しくは負傷者又はこれらに準ずる者。  
 四 迷い子、家出した少年（二十歳に満たないものをいう。以下同じ。）その他の少年で生命身体又は財産に危害を受ける虞のあるもの

2 前項の措置をとった場合においては、警察官は、できるだけすみやかに、その者の家族知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適當な公衆

らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者が、児器その他人の生命又は身体に危害を加えることのできる物件を所持しているときは、これを提出させることができ、又はこれを所持していると疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、その者が身につけ、又は携えている所持品を提示させて調べることができること。

#### (現行法第四項削除)

#### (保護等)

第三条 警察官は、異常な举动その他の周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ应急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者収容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一 精神錯乱又は泥酔のため、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産に危害を受け若しくは加え、又は公開の施設若しくは場所において公衆に対しても著しく迷惑をかける虞ある者。

#### 二 自殺をする虞のある者。

2 前項の場合においては、保護を受ける者の名若しくは住居を明らかにするため必要があるとき、又は保護を受ける者が児器その他の生命、身体若しくは財産に危害を加えることのできる物件若しくは自殺の用に供するとのできる物件を所持しているかどうか明ら

保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならぬ。

3 第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の

許可状のある場合は、この限りでない。

4 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き裁判官において己むを得ない事情があると認めめた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は通じて五日をこえないと認められる事情を明記しなければならない。

5 警察官は、第一項の規定により警察で保護

をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡しの時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

5 第一項の規定による警察の保護は、二十四

時間をこえてはならない。但し、当該保護をした場所を管轄する簡易裁判所（少年を保護した場合にあっては、家庭裁判所とする。以下同じ。）の裁判官の許可状（刑事補の許可状を含む。）のある場合は、この限りでない。

6 前項但書の許可状は、警察官の請求に基き

裁判官において己むを得ない事情があると認めめた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状には己むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

7 警察官は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住居、保護の理由、保護及び引渡しの時日並びに引渡先を毎週当該保護した場所を管轄する簡易裁判所に通知しなければならない。

第三条の二 警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命、身体又は財産に危害を加える虞のあることが明らかであり、且つ、急を要すると信ずるに足りる相当な理由のある少年を発見したときはとおりあえず警察署において、これを保護することができる。但し、その少年が少年法（昭

にするため必要があるときは、保護を受ける者が身につけ、又は携えている所持品を調べることができる。

3 第一項の場合において、保護を受ける者が児器その他の人の生命、身体若しくは財産に危害を加えることのできる物件を所持しているときは、警察官は、これを取り上げることができること。

4 第一項の措置をとった場合においては警察官はできるだけすみやかに、その者の家族、知人その他の関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかに、適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならぬ。

和二十三年法律第百六十八條) 第三条第一項

第二号若しくは第三号に掲げる少年又は児童  
福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)第  
二十五条に規定する児童に該当すると認めら  
れる場合に限る。

2 前項の規定による保護は十歳以上の少年  
については、本人が拒んだときは、これをす  
ることができない。

3 第一項の措置をとった場合においては、警  
察官は、できるだけすみやかに、その者の家  
族等にこれを通知とともに、少年法第六条  
又は児童福祉法第二十五条の規定による送致  
又は通告の手続をとらなければならない。

4 警察官は、第一項の規定により警察署にお  
いて保護を始めたときは、直ちに、当該警察  
署の所在地を管轄する家庭裁判又は簡易裁判  
所の裁判官の引き続き保護することを承認する  
許可状を求める手続をとらなければならな  
い。許可状が発せられないときは、直ちにそ  
の保護を解かなければならない。

5 第一項の規定による保護は、裁判官が前項  
の許可状を発する際に定める期間をこえては  
ならない。但し裁判官の新たな許可状のある  
場合はこの限りでない。この許可状について  
は、前条第六項の規定を準用する。

6 前二項の許可状は、判事補が一人で発する  
ことができる。

7 第一項の場合においては、前条第二項及び  
第三項の規定を準用する。

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危  
険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす  
虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故  
故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現  
極端な雜踏等危険な事態がある場合において  
は、その場に居合せた者、その事物の管理者  
その他関係者に必要な警告を発し、及び特に  
急を要する場合においては、危害を受ける虞  
のある者に対し、その場の危険を避けしめる  
ために必要な限度でこれを引き留め、若しく  
は避難させ、又はその場に居合わせた者、そ  
の事物の管理者その他関係者に対し、危害防  
止のため通常必要と認められる措置をとるこ  
とを命じ、又自らその措置をとることができ

(避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危  
険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす  
虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故  
故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現  
興行場その他多数の者の用に供する施設又は  
場所における過度の人員の収容による混乱、  
極端な雜踏等危険な事態が現に発生する虞が  
ある場合においては、その場に来集する者、  
その場に居合わせた者、その事物の管理者そ  
の他関係者に必要な警告を発し、及び特に急  
を要する場合においては、その場に来集する者、  
ある者に対し、その危害を受ける虞の  
ある者に対し、その危害を避けしめるために  
必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難  
させ、又はその場に来集する者、その場に居

る。

2

前項の規定により警察官がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

#### (犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

#### (立入)

第六条 警察官は、前二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、己むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができるもの。

2 興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくしてこれを拒むことができない。

3

警察官は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4 警察官は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに

2

合せた者、その事物の管理者その他関係者に對し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

#### (警告及び制止)

第五条 警察官は、犯罪が行われることが明らかであると認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、犯罪が行われようとしており、そのまま放置すれば、人の生命若しくは身体に危険が及び、財産に重大な損害を受け、又は公共の安全と秩序が著しく乱される虞のあることが明らかであつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

#### (立入等)

第六条 警察官は、人の生命、身体若しくは財産又は公共の安全と秩序に対する危害が切迫した場合においてその危害を防止し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、己むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、他人の土地、建物その他の工作物若しくは船車その他の乗物に立ち入り、又これらを通行することができる。

2 興行場、旅館、料理屋、駅、船車その他公開の施設又は場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害防止のため、その施設又は場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3 同 上

4 同 上

準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

#### (武器の使用)

**第七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防止又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。**

但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六条（正当防衛）若しくは同法第三十七条规定（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁固にあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するとき又は勾引状若しくは拘留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官に抵抗するときは勾留状により逮捕する際又は勾引状若しくは拘留状を執行する際に他に手段がないと警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するため他に手段がないと警察官において信ずるに足りる相当な理由がある場合。

#### (他の法令による職権職務)

**第八条 警察官は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。**

#### (一時保管等)

**第八条 警察官は、第二条第三項の規定により提出させた物件、第三条第三項の規定により取上げた物件又は第五条の規定による制止の措置として取り上げた物件を一時保管することができ、又、その物件が価値のないものであるときは、これを廃棄することができる。**

2 警察官は、一時保管を始めた日から起算して五日以内に（当該期間内であっても、一時保管する必要がなくなった場合にあっては、直ちに）一時保管に係る物件を本人（本人以外の者が当該物件について返還請求権を有す

ることが明らかであるときは、(その者)に返還しなければならない。但し、本人に返還することが適当でないと認められるときは、本人の親族又はこれに代るべき者に返還することができる。

3 前項の場合において、同項に規定する者が法令により当該物件を所持することを禁止されているものであるときは、同項の規定にかかるわらず、その者に対しても当該物件を返還しないものとする。

4 第二項本文に規定する者の所在が明らかでないため、一時保管を始めた日から起算して五日を経過しても当該物件を返還することができないときは、その旨を公示しなければならない。

5 前項の規定による公告の日から起算して六ヶ月を経過してもなほ当該物件を返還することができないときは、その物件の所有権は、国又は都道府県に帰属する。

6 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の一時保管及び廃棄に関して必要な事項は、政令で定める。

#### (他の法令による職権職務)

第九条 警察官は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に關する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

## 一二、警察官による拷問、暴力行為等 人権侵犯事件の事例

### (一) 横浜事件

この事件については、双川喜文著「拷問」(日本評論新社)九二頁—一〇〇頁に比較的くわしく書かれているが、これを同著によりつつ略述すると概ね次の通りである。即ち

『昭和十七年七八月号の雑誌「改造」に細川嘉六氏執筆の「世界史の動向」という論文が掲載されたのが、世にいわゆる「横浜事件」の発端となつた。

政府は、「改造」を発禁処分にし、その年の九月十四日警視庁は細川氏を治安維持法違反被疑者として検挙し、これに関連して神奈川県警察部は、十五名を検挙した。

事件はさらに進展して、昭和十九年に入つて、神奈川県警察部は、「中央公論」「改造」「日本評論」「大陸」等の雑誌社の幹部十六名をやはり治安維持法違反被疑者として検挙した。

ここで問題となるのは、この事件の取調べに際して、被疑者たちに加えられた警察官たちの拷問、それも集団暴行としておこなわれた残虐な拷問である。

被疑者たちは、竹刀、木刀等で全身を所かまわざ殴られ、また、踏んだり蹴ったりされ容赦なき拷問の結果、失神状態におちたもの十三人、傷害を受けたものは実に三十三人、

単純暴行にとどまつた者わずかに一人という有様であった。

とくに女性の被疑者に対しては辱しめの限りがつくされ、或るときは、カンフル注射でようやく蘇生したほどである。

この驚くべき集団的組織的拷問の事実は、たんに敗戦末期の官憲の狂態として看過されることはできないであろう。

終戦後昭和二十二年四月、横浜事件の被疑者三十三人は、元神奈川県警察官三十名を告訴し、一部のものは実刑を科せられた。』

## (二) 静岡事件

これについては、佐藤功編「警察」（有斐閣）五八頁一六一頁に書かれているが、これを同著によりつつ説明するとおおむね次の通りである。即ち、

『この事件は、昭和二十六年五月一日メーデーを祝うため静岡県公安条例にもとづいて届出をした団体につづいて、届出をしなかつた静岡大学の学生を含む左翼系の一団が静岡市内を進行中、静岡市警察が、たんに届出がないというだけの理由で、それに対する警告も解散の注意もあたえることなく、あらかじめ当然に実力行使を予定し、逮捕を意図して警察官を配置し、ただちに「カカレ」という号令一下、警棒を利用して実力をふるって警棒の行進をけちらし、逃げる者を追い、言論をもつてその不当を抗議せる者を逮捕し、公安条例違反で起訴したという事件である。問題はこの静岡事件では、何等公安を害しないにもかかわらずあたかも重大な犯罪を取締るかのような実力行使に出たということにある。』

この事件を見ると憲法に保障する集会や団体行動の自由や個人の人権の重要さの認識を欠いているようにも思えるし、また反政府的な色彩の集団を取締るために法律が利用されているという傾向があるようと思われるがどうであろうか。

そしてこの事件において、「この公安条例は、示威運動の事前の規制において、余りに概括的に過ぎ、究極において、本来許されるべき示威運動までをも禁止することとなるものという外なく、従つて、その第六条において、公安委員会の許可なくして示威運動を行

つた者を処罰することとする点において、この条例は違憲であるといわなければならぬ」として無罪の判決が言渡されたのである。』

## (三) 二つの職権濫用に関する事件

この二つの事件については、近藤隆之輔著「警察官」（日本評論新社）一四五頁一四八頁に書かれているが、これを同著により、説明するとおおむね次のとおりである。即ち

『1、昭和三年一〇月二日午前二時すぎ、大阪十三橋署M巡査（二十九歳）は、工員Kさん（二七歳）が十三西之町の京阪神急行電車のガード下を日本刀をさげて歩いていたとき職務質問し、もよりの派出署で簡単な調べを行い、さらに十三橋署に連行した。

連行途中で、Kさんは日本刀でM巡査の顔と左腕に切りつけて重傷を負わせ、Kさん自身もM巡査のピストルで左手首を打ち抜かれた。

Kさんは、殺人未遂、公務執行妨害の現行犯として逮捕され検察庁へ送られた。

ところが大阪地検で調べたところ、Kさんは当時酒を飲んでおり殺意がなく、派出所で住所、氏名だけでなく日本刀も登録すみのものであることを述べ、それが確認されておりしかも、Kさんは、当時着流しに下駄ばかりで近所の五歳になる子供を連れておる状況で、凶悪犯罪を働くこうという意思など全く見られず、本署に連行する必要はなかつた等ということがわかった。

そこで、大阪地検は、Kさんを殺人未遂、公務執行妨害の現行犯として捕えること自体が誤りであったとし、傷害、銃砲刀剣等所持禁止令違反容疑に切りかえて調べを進めたがこの点も起訴するのは妥当ではなく明らかにM巡査の職務遂行のゆきすぎによるものとして起訴猶予処分にした（昭和二六年一一月二一日毎日新聞・大阪夕刊）。

2、昭和二五年三月一〇日夜、大阪西署K巡査は、電柱に重税反対のビラをはろうとした容疑（軽犯罪法）で、日雇のUさん（三〇歳）を捕え手錠をかけて同行した。

これを見た大阪市西区九条北通りT被告（二七歳）は、K巡査の胸をついて「手錠をはずせ」と要求した。また、この直後逃走した

Uさんを捕えようと、同夜一時半頃、同署M警部補らがT被告の止宿先である生活擁護同盟支部の捜索令状の提示を要求、公務執行妨害罪で起訴された。

この事件に対し、大阪地裁第一刑事部は、昭和二六年一月、「U氏は軽犯罪法違反にすぎず、おとなしく同行しているので手錠をはめるのはゆきすぎである。これを「はずせ」といったのは人権を守るための当然の抗議である。また家宅捜索の際、Tが令状提示を求めたがM警部補は示していない。たとえ警察側がU氏逮捕を現行犯逮捕と主観的に考えても、客観的にはU氏を現行犯とは認められない。警察官が令状を示さず強制的にたち入る

うとしたのを妨げたとしても公務執行妨害にはならない」と無罪の判決をいい渡した（毎日新聞〔大阪〕夕刊、昭和二六年一月八日）。

#### 参考文献

佐藤 功編「警察」有斐閣  
広中 俊雄「日本の警察」東大出版社  
近藤隆之輔「警察官」日本評論新社  
双川 喜文「拷問」日本評論新社  
中央公論 六八巻二号「人権は、このよう

に侵害されている」

ジユリスト 第一三一號「自白の強要是防止されたか」  
公法研究 九号「警察官の人権蹂躪について」

### 三、英・米との動力協定に関する声明（一月一日）

日本社会党

わが党の原子力の平和利用開発に関しては、党はこれを積極的に推進するものであるが今回国会に提案された米・英との動力協定は、つぎのように極めて重要な問題があるのでここに反対を声明する。

一、米国との動力協定については、平和利用についての警察権が、相手国にのみあって、わが国には認められていない。これは自主、民主、公開を基本原則とする原子力基本法の精神にも違反するものである。また、両協定には依然としてわが国に不利な免責条項が入っている。かかる不平等協定は絶対に承認できない。

二、とくに英國との動力協定は、コールダー・ホール型動力炉の輸入を前提としているものであるが、この動力炉の安全性と経済性については、先般ジュセーブで開かれた原子力国際会議でも多くの疑点がなげかけられているところであって、このような炉を導入することには絶対反対する。

